

福 監 第 2 6 9 2 2 号
令和 5 年 1 1 月 2 0 日

福 崎 町 長	尾 崎 吉 晴	様
福崎町議会議長	前 川 裕 量	様
福崎町教育長	高 橋 渉	様
公営企業管理者	福 永 聡	様

福崎町監査委員 鳥 岡 照 義

福崎町監査委員 石 川 治

令和 5 年度上半期定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

この監査の結果に基づき、措置を講じたものについては、同条第 12 項の規定により、報告してください。

令和5年度上半期定期監査結果報告書

第1．監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

第2．監査の実施日

令和5年11月16日、20日

第3．監査の対象

一般会計・特別会計・基金・一時借入金

水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計

第4．監査実施項目

- ・各会計上半期の予算執行状況について
- ・各会計歳入・歳出伝票の確認について
- ・公金の収納状況について
- ・基金及び借入金の残高確認について
- ・工事進捗状況について
- ・上半期の入札結果について
- ・令和4年度決算審査意見書中、審査の意見に係る取り組み状況について
- ・委託契約に係る調査について

第5．監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第6．監査の方法

令和5年度上半期定期監査は、提出された各会計収支計算書、上半期収入・支出状況、公金の収納状況、工事進捗状況及びその他の資料のうち、抽出した一部の資料を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して監査を行った。

第7．監査の結果

福崎町監査基準に基づき監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。一部改善及び検討を要する事項が見受けられたが、軽微なものについては監査の過程で指摘したので本報告では省略している。今後とも適正かつ効率な事務処理に努められたい。